

日医発第80号(健Ⅱ45F)

令和2年4月16日

都道府県医師会長 殿

郡市区医師会長 殿

日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部長

横倉 義武

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

都道府県医師会・郡市区医師会等への行政検査の委託及び  
帰国者・接触者外来の増加策・対応能力向上策について

地域の感染状況に応じた新型コロナウイルス感染症に係る外来医療提供体制の構築につきましては、本会として、令和2年3月5日付け日医発第1182号(健Ⅱ302F)等をもって、地域の実情に応じた体制の整備についてのご検討をご依頼申し上げました。

今般、新型コロナウイルス感染症が拡大している地域において、既存の帰国者・接触者相談センター及び同外来等における業務が増加し、更なる検査体制の確立が必要となっていることから、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)あて事務連絡(別添資料1)がなされましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

同事務連絡(別添資料1)は、都道府県医師会・郡市区医師会等(以下、「都道府県医師会等」という。)が設置する帰国者・接触者外来(以下、「地域外来・検査センター」(仮称)という。)に対して、行政検査(PCR検査)を集中的に実施する機関として運営委託することも可能とする旨、あらためて示したものであります。

また、かかりつけ医等が、検査が必要と判断した患者について、同センターへ直接紹介することが可能であるとして、必要な手続きや既存の帰国者・接触者外来等と地域外来・検査センターとの連携等にかかる事項について、とりまとめられております。

なお、すでに行政等との連携のもと、地域医師会等による外来医療支援体制を構築しているところのご報告をいただいておりますが、その場合には同事務連絡で示された方法を採用することを求めるものではないとしております。

これに伴い、帰国者・接触者外来の増加、また、同外来における対応能力の向上に係る各地域の取組等を含めた施策(以下、「外来機能強化策等」という。)がとりまとめられ、同日付けで同省より各都道府県等衛生主管部(局)あて事務連絡(別添資料2)がなされましたので併せてお送りいたします。

本件につきましては、都道府県に設置された「協議会」等において、都道府県医師会等をはじめとする関係者による協議のもと、地域の実情に応じた対策を講じるよう依頼がなされておりますので、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関等への周知協力方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

※厚生労働省文書の送付は省略しております。

※厚生労働省文書は文書管理システム及び本会HP(以下URL参照)に掲載いたしますのでご確認の上、ご周知ください。

[http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009135.html](http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html)